|  |  |
| --- | --- |
| 研修会・講演会名 | ＜民事法務部＞　　　　　　　　　　　　　研修会申込番号：（民１９－０４）  **明日から使える！実務家のための**  **民法（相続法）改正の研修会〈全３回〉**  **第３回「相続法改正の重要論点②　遺言・遺留分等編」** |
| 内　　容 | ３ページ以降をご参照ください。 |
| 日　　時 | **第３回　令和２年　２月１７日（月）１４：００～１６：３０**  （受付１３：３０） |
| 会　　場 | 本会大会議室（横浜市中区山下町２番地） |
| 講　　師 | 片岡　武　氏（弁護士・前東京家庭裁判所部総括判事） |
| 費　　用 | 無料 |
| **申込期間** | **令和２年２月４日（火）午前９時～２月１０日（月）正午１２時**  **上記期間外のお申込みは、無効となりますのでご注意ください。** |
| 対 象 者 | 神奈川県行政書士会会員 |
| 定　　員 | ８０名（定員に達し次第締め切り） |
| 備　　考 | ファックス又はホームページよりお申込みください。  全３回の開催予定ですが、今回はそのうち**第３回について**参加者を募集いたします。  全回参加を条件としておりませんので、今回のみの参加も可能です。  受講に際しては以下の４点を予めご了承ください。   1. 日程につき変更となる場合がございます。 2. 研修内容が一部変更となる場合がございます。 3. 本研修はＶ．Ｏ．Ｄ収録は致しませんが、終了後にレジュメを   HPにて公開いたします。   1. 本研修にお申込みされてもADR単位認定はいたしませんのでご注意ください。 |

研修会へのお申し込みは，ホームページからのご利用にご協力ください。

**申　　込　　書**

令和２年２月１７日（月）の研修会「明日から使える！実務家のための民法（相続法）改正の研修会〈全３回〉」

第３回「相続法改正の重要論点②　遺言・遺留分等編」に、受講の申し込みをします。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　申込番号：民１９－０４　　　　　　　会員番号（４ケタ）：

　支部名：　　　　　　　　　　支部　　　　　氏　名：

FAX：

神奈川県行政書士会　ＦＡＸ　０４５－６６４－５０２７

e-mail　[gyosei@kana-gyosei.or.jp](mailto:gyosei@kana-gyosei.or.jp)

**申込期間：令和２年２月４日(火) 午前９時～２月１０日(月) 正午１２時**

**※定員８０名に達し次第締め切り※**

**上記期間外のお申込みは、無効となりますのでご注意ください。**

明日から使える！実務家のための民法（相続法）改正の研修会

<全３回>

第３回「相続法改正の重要論点②　遺言・遺留分等編」

～講　義　内　容～

相続法制の見直しに関する「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）（以下「改正法」という。）が，平成30年7月6日に成立し，同月13日に公布され，原則として令和元年7月1日から施行されています。

法改正の契機は，平成25年9月4日の最高裁判所大法廷決定にありますが，改正法は，少子高齢化の進展に伴い，相続の場面において，相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高くなり，配偶者の生活の保護を図る必要性が高まっているとの観点から，相続法制の一部が見直されたものです。

改正法により，配偶者居住権を保護するための方策，遺産分割，遺言・遺留分制度の見直しが行われました。

　今回の研修では，改正の内容と改正に伴う実務の運用について解説を加えつつ，重要論点として，使途不明金問題，配偶者居住権の評価基準と税務，遺留分制度の設計変更（物権的請求から債権的請求に），遺留分侵害額請求（減殺から侵害へ），遺産分割の方法等を取り上げ，説明します。

各回共に相続法の理解には欠かせない内容となっておりますので、全３回の受講をお勧め致します。

～講義各回の詳細な内容～

（講義の進行状況により、内容を変更することがあります）

第1回「相続法（遺産分割）の基礎知識」　2019年10月28日（月）

１　遺言相続

２　法定相続

３　遺産分割の基礎知識

４　改正の趣旨概説

第２回「相続法改正の重要論点①　遺産分割編」 2019年12月16日（月）

１　遺産分割前における預貯金の払戻し制度

　２　配偶者の居住権を短期的に保護する制度（配偶者短期居住権）

　３　分割する財産の選択（一部分割）

　４　遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

　５　遺産分割前における預貯金の仮分割制度

　６　配偶者の居住権を長期的に保護する制度（配偶者居住権）

　７　持戻し免除の意思表示の推定規定

　８　相続人以外の親族の貢献を考慮するための改正（特別の寄与料）

**第３回「相続法改正の重要論点②　遺言・遺留分等編」 2020年2月17日（月）**

**１　自筆証書遺言の方式緩和**

**２　自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設**

**３　特定財産承継遺言**

**４　相続分の指定**

**５　遺産の分割方法の指定**

**６　遺言の執行**

**７　遺贈義務者の引渡義務**

**８　遺留分制度の概説（遺留分制度の設計変更）**

**９　遺留分侵害額請求権（減殺から侵害へ）**

**10　分割方法**

　　　　　　　　　　　　　以　上

（参考資料）

1) 東京家庭裁判所家事第5部編著「東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用」（日本加除出版,2019）

2) 片岡武・管野眞一著『相続法改正と家庭裁判所の実務』（日本加除出版,2019）

※当日、研修会会場で会員価格にてご案内する予定です。